

奈半利町の就農支援制度について

■農業を学ぶ

□新規就農推進事業

専業又は兼業農家を目指して研修受け入れ農家等のもとで実践研修を行う研修生に対して研修手当を支給します。

1. 支援内容

(1) 専業農家育成研修区分は研修手当月額 15 万円以内（年額 180 万円以内）

※国の農業次世代人材投資事業（準備型）併用の場合は月額 2 万 5 千円（年額 30 万円）以内

(2) 兼業農家育成研修区分は研修手当月額 12 万円以内（年額 144 万円以内）

2. 研修生：15 歳以上 65 歳未満の就農意思のある就農希望者

3. 研修受け入れ農家等

指導農業士、営農経験が 5 年以上で奈半利町担い手協議会が認める農家等、高知県立農業担い手育成センター

4. 研修期間

(1) 専業農家育成研修区分は概ね 1 年以上 2 年以内（原則月 20 日以上）

(2) 兼業農家育成研修区分は概ね 9 ヶ月以上 2 年以内（原則月 20 日以上）

注）研修終了後 1 年以内に独立・自営の経営の開始または農業法人等との常勤雇用契約を締結しない場合などは、研修手当の返還となる場合があります。

■独立する

□町営レンタルハウス（サポートハウス）貸借事業

奈半利町が所有する園芸用ハウスを借りて施設園芸を開始することができます。

1. 利用期間：1 年間（利用状況により更新することができます。）

2. 貸借対象施設及び利用料金

(1) 第 1 号棟：1,036 m²（約 10 a）、20 万円/年

(2) 第 2 号棟：1,920 m²（約 20 a）、40 万円/年

3. 利用対象者

(1) 奈半利町内に在住若しくは転入見込みの者

(2) 18 歳から 65 歳までの農業に積極的に取り組む意欲のある者

□園芸用ハウス整備事業

農協が園芸農家に賃貸する園芸用ハウスの整備、中古ハウスの改良等に要する経費に対し、補助します。

1. 補助先：農協

2. 補助対象：園芸用ハウス本体、暖房設備、灌水設備、電照設備、環境制御装置、溶液栽培設備等。

また、中古ハウスの修繕（改良）等に要する経費（解体、運搬、設置含む）

3. 事業区分

(1) 新規就農区分（新規就農が確実に見込まれる者、就農開始から 5 年以内の者等）

①補助対象限度額（一般ハウス：800 万円/10 a、軒高・高強度ハウス：1,000 万円/10 a）

②補助率（奈半利町：1/3～1/6 以上、高知県：2/5 以内）

(2)流動化区分(他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者等)

①補助対象限度額(450万円/10a)

②補助率(奈半利町:1/4以上、高知県:1/4以内)

□ レンタル畜産施設等整備事業

農協が畜産農家向けに畜舎を建てレンタルする場合に、奈半利町と高知県が施設建設に係る経費を補助することで、農家の初期投資を少なくし、安心して畜産経営に取り組んでいただくための事業です。

1. 補助先:農協

2. 補助対象及び補助対象限度額

肉用牛舎(36千円/m²)、乳用牛舎(51千円/m²)、一般豚舎(68千円/m²)、開放鶏舎(29千円/m²)、
ウィンドレス鶏舎(72千円/m²)、たい肥舎(34千円/m²)

3. 補助率:奈半利町1/3、高知県1/3~2/5